

にかほ市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
にかほ市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保の措置	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市の学校教育は、「夢をもち、心豊かで、元気な子どもの育成」―「活かす力」を育む学校教育の推進―を目標に掲げ、子ども一人ひとりが自分のよさを理解し、大いなる夢をもち、目標に向かって努力するとともに、郷土を愛し、思いやりの心をもって心豊かに生き生きと活動し、健康な心と体を備え、たくましく生き抜く力を身に付けることを目指している。

これらの教育目標を着実に実現するためには、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、専門性を発揮しながら、心身ともに健康で意欲をもって教育活動に取り組める環境を整えることが不可欠である。このため、学校における働き方改革は、教職員の負担軽減や健康確保にとどまらず、教育の質の向上を通じて、子どもたちへのよりよい教育につなげていくための重要な取組である。

本計画は、「教育職員の給与等に関する特別措置法（第8条）」の趣旨を踏まえ、教職員の業務量の適切な管理と健康確保措置を体系的に進めることにより、持続可能な学校運営体制を構築することを目的とする。あわせて、教職員が安心して教育活動に専念できる環境を整備し、本市が目指す教育の実現に資するものである。

(2) にかほ市の現状

- ① 本市では、平成 29 年に、にかほ市立小中学校教職員の勤務実態を踏まえ、多忙化の改善を図るため、にかほ市教職員多忙化対策委員会を設置し、毎年会議を開き、多忙化防止対策を検討し、実践してきている。また、令和 5 年 3 月 27 日に勤務時間管理の徹底や教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、「にかほ市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- ② 令和 4 年度には市内各小・中学校に勤怠管理システムを導入し、勤務時間管理を把握しやすいようにした。また、令和 6 年度には休日出勤の状況も同システムにより管理職が把握することとした。
- ③ こうした取組の結果、令和 6 年度の本市における教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりであった。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 38.8 時間	37.3%	4.7%
中学校	月 36.7 時間	33.8%	0.8%

- ・年平均では 45 時間を下回っているものの、長期休業が含まれる月を除くと、45 時間を超える教員が多く、常態化している傾向にある。また、過労死ラインとされる月 80 時間を超える教員が一部に存在している。このことは、教員の心身の健康を

損なうおそれがあるだけでなく、教育の質の低下や学校運営の持続可能性にも重大な影響を及ぼしかねない深刻な課題である。目標と現実との乖離を重く受け止め、長時間勤務が常態化している要因を的確に把握するとともに、実効性のある改善策を講じていく必要がある。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ・ 1年間時間外在校等時間を360時間以下とする。

(2) ワークライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
(令和6年度 14.6%)
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする。
(令和6年度 71.2)
- ・ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を60%にする。
(令和6年度 55.6%)

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度（4年間）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 学校業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 学校運営協議会、保護者、地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 児童生徒の地域行事への参加、各校への授業支援等について、学校間と関係者との連絡調整を地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）及び市

教育委員会生涯学習課が中心となって行う。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が弁護士等の活用を求める場合には、市教育委員会学校教育課において、市の顧問弁護士に相談依頼するものとする。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・市の会計年度任用職員を配置し、各校のHPの作成・更新等を行う。また、校内掲示物や教材作成

◇ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・市で委託した業者（東光コンピュータ）により、ICT 機器（児童生徒のタブレットを含む）の保守・管理及び授業支援、不具合対応、機器の操作研修会等を行うものとする。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・象潟 B&G プール活用を進めることにより、学校プールの管理業務の負担を軽減する。夏季休業中のプール開放においては市の会計年度任用職員を監視人に充てる。

◇部活動

- ・中学校部活動の地域展開を推進し、平日休日を問わず、できる種目から進めていく。それまでの間の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員を配置する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備

- ・ICT 支援員を配置し、1人1台端末の保守・管理や ICT 機器を活用した授業に対する準備や支援、ICT 機器のトラブル対応を行う。また、教職員のための ICT 機器を効果的に使うための研修を行う。
- ・情報支援員を配置し、学校HPの更新、アンケート処理や成績の入力、教材作成校内環境掲示物の作成等の補助に当たる。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・教育支援センター「ぱすてる」において、不登校児童生徒に対して学習の場を提供する。また、教育研究所指導員が各校を巡回し、いじめ・不登校の状況把

握や学校の相談に乗る。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、会議・打合せ等の頻度の見直し、清掃活動など、日課表の工夫を行う。
- ・秋田県統合型校務支援システムを全ての学校に令和11年度に導入する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、医師等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を毎年度初めに全職員へ周知する。
- ・長期休業中(夏季・冬季)に一斉閉庁日を設定する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を推進する。

5. 今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市教育委員会のHPで公表するとともに、教育委員会会議及総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、毎月の各校からのデータの提供により把握する。また、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・「にかほ市多忙化対策委員会」を引き続き開催し、各校の実態、目標を再確認するとともに、各校の実践を振り返り、共通実践事項を定めて働き方改革を推進する。

- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。